

大分県津波避難計画策定指針

平成25年9月

第1章 総則

1	はじめに	-----	- 1 -
2	指針の目的	-----	- 2 -
3	指針及び計画の見直し	-----	- 2 -
4	計画の基本的考え方	-----	- 2 -
5	用語の意味	-----	- 3 -

第2章 地域津波避難行動計画の作成手順

1	基本的な考え方	-----	- 6 -
2	地域津波避難行動計画を作成する主体	-----	- 6 -
3	地域津波避難行動計画に定める内容	-----	- 7 -
4	地域津波避難行動計画作成のための手法	-----	- 7 -
5	地域津波避難マップの作成	-----	- 8 -
6	避難訓練の実施	-----	- 9 -
7	地域津波避難行動計画の見直し	-----	- 9 -
<資料>	地域津波避難マップの作り方	-----	- 10 -
〇〇	地域津波避難行動計画（記載例）	-----	- 13 -

第3章 市町村津波避難計画の作成手順

1 基本的な考え方	23
2 市町村津波避難計画に定める内容	23
(1) 避難対象地域の設定	23
(2) 避難困難地域の検討	23
(3) 緊急避難場所（一時避難所）、津波避難ビル等	24
(4) 避難路及び避難の方法	25
(5) 避難所（長期にわたって避難できる場所）	25
(6) 初動体制	25
(7) 避難誘導に従事する者の安全確保	25
(8) 津波情報の伝達	25
(9) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令	25
(10) 津波防災教育・啓発	25
(11) 避難訓練	26
(12) 災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難対策	26
(13) 地域津波避難行動計画の作成、見直しの支援	27
津波避難計画策定のフロー図	28
津波避難計画の概念図	29
〇〇市（町村）津波避難計画（記載例）	30

第1章 総則

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、従来の想定概念に収まらない大津波をもたらし、東北から関東地方にいたる東日本の太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害を及ぼしました。

国はこの震災の教訓を踏まえ、平成24年8月29日にあらゆる可能性を想定した南海トラフ巨大地震の津波高・浸水域を公表しました。

これを受け、県では平成25年2月8日に、別府湾と周防灘の活断層型地震と合わせて、南海トラフ巨大地震にかかる県独自の詳細な津波浸水予測調査報告を公表し、さらに平成25年3月26日には、この3つの地震の人的・物的被害をまとめた地震津波被害想定調査報告を公表したところです。

一方、地震調査研究推進本部（文部科学省の特別機関）が公表した30年以内の発生確率では、南海トラフ巨大地震が60～70%、別府湾地震が0～4%、周防灘地震が2～4%となっており、本県においては、南海トラフ巨大地震を喫緊の課題として捉え、必要な防災・減災対策を速やかに講じる必要があります。

これまでの調査報告によると、南海トラフ巨大地震では、県内における最大津波高は13.5m、1mの津波高の最短到達時間は26分となっており、最大で死者数は約22,000人、負傷者数は約6,000人、建物の全壊・焼失数は約30,000棟と甚大な被害が想定されています。

しかしながら、本県の特性として、早期避難率が高く、避難の呼びかけが効果的に行われた場合（発災5分以内に避難者が70%、用事後避難者で、15分後避難者が30%）には、死者数約22,000人が約700人まで減少することも想定されており、迅速かつ安全な避難行動が極めて重要となっています。

地震・津波が発生した際に、地域の皆さんが、こうした的確な避難行動を行うためには、自主防災組織や自治会ごとに、それぞれの地域特性を反映させた地域津波避難行動計画をあらかじめ作成し、これに沿った避難訓練等を実践しておくことが何よりも大切です。

また、地域津波避難行動計画を作成するにあたっては、地域で活動する防災士を中心に、地域の皆さん自らが参加して、意見や知恵を出し合い、避難に対する意識や情報を共有しておくことも必要です。

こうしたことから、津波から地域の皆さんの生命を守るための津波避難計画の作成を、県内の市町村や地域が一体となって進めるための手順を指針として示すこととしました。

2 指針の目的

この指針は、平成24年度に県が行った津波浸水予測調査報告及び地震津波被害想定調査報告をもとに、喫緊の課題としている南海トラフ巨大地震を想定した津波から、県民の生命を守るため、地域や市町村が津波避難計画を作成する際の基本方針を示すものです。

なお、この指針では、消防庁が作成した「津波対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月）や中央防災会議の「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」（平成24年7月）等で示された基本的な考え方を前提に、国の防災基本計画（津波災害対策編）や県地域防災計画（地震・津波対策編）等を踏まえてまとめています。

3 指針及び計画の見直し

この指針は、国の示す「市町村における津波避難計画策定指針」に修正があったときや情勢の変化に応じて、適宜検討を重ね、必要があるときはこれを修正するものとします。

津波避難計画を作成している地域や市町村においては、地域や市町村で行う津波避難訓練の検証等、現場の声を踏まえ、定期的かつ継続的に計画の見直しを行う必要があります。

4 計画の基本的考え方

津波避難計画とは、地震による津波の発生から、津波が終息するまでの間、地域の皆さんの安全を確保するために必要な情報や行動を取りまとめたもので、地域の実情に合わせた避難行動がとれるよう、地域の皆さんが、自らの行動計画について作成する「地域津波避難行動計画」と、市町村が行う基本的な取組を記載した「市町村津波避難計画」の2つの計画をいいます。

①地域津波避難行動計画

この計画は、市町村津波避難計画に定められた避難対象地域において、津波浸水予測時間までに迅速かつ安全に避難できるよう、避難経路や避難場所についての話し合いを行い、地域の皆さんで合意を図りながら作成します。また、災害時要援護者（避難行動要支援者）対策や避難訓練の実施方法などについても地域で話し合い、より実効性のある計画を目指すものです。

②市町村津波避難計画

避難対象地域の指定や津波情報の収集及び伝達、避難勧告・指示の発令基準等、津波避難における市町村の基本的な取組を定め、各地域において自主防災組織等が取り組む「地域津波避難行動計画」の作成を支援するものです。

この計画を作成する市町村は次の12市町村です。

大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町

5 用語の意味

①津波浸水予測調査報告

津波の到達時間や浸水範囲を把握し、住民避難を軸とした防災・減災対策を強化するために県が行った調査です。

②地震津波被害想定調査報告

津波浸水予測調査報告を受けて、地震・津波による具体的な人的・物的被害を推計し、避難所運営、備蓄物資、災害廃棄物の処理用地の確保など今後の県・市町村の防災・減災対策の資料とするために県が行った調査です。

③津波浸水域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいいます。過去の津波の浸水地域や津波浸水予測調査報告に基づき、市町村ハザードマップに定められているものです。

④津波浸水予測時間

津波浸水予測調査報告等に基づき、津波が地域に到達すると予測される時間です。

⑤避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村がその範囲を定めます。

⑥避難困難地域

避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な場所）に避難することが困難な地域です。

⑦避難路

避難先まで安全に到達できる道路で、市町村が指定することができます。

⑧避難経路

地域の皆さんが設定する避難先までの経路です。

⑨緊急避難場所（一時避難所）

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などで、市町村が指定します。原則として避難対象地域の外に定めます。

⑩避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいいます。

す。自主防災組織、地域の皆さんが設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいい、必ずしも緊急避難場所（一時避難所）とは一致しません。

⑪津波避難ビル

避難困難地域の皆さんや逃げ遅れた人たちが緊急に避難する建物をいいます。避難対象地域内の建物を市町村が指定します。

⑫避難先

緊急避難場所（一時避難所）、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」といいます。

⑬避難所

住宅の倒壊やライフラインが使用できない等の理由によって、被災者等が長期にわたって避難する場所で、市町村が指定します。

⑭災害時要援護者(避難行動要支援者)

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや、自らを守るために、安全な場所に避難する行動に支援を要する方（高齢者、障がい者、観光客、外国人、乳幼児、妊婦等）をいいます。

⑮福祉避難所

災害時要援護者(避難行動要支援者)のうち、避難所生活において何らかの特別の配慮を要する人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院に至らない程度の人を対象とする避難所をいいます。社会福祉施設等をあらかじめ市町村が指定し、災害発生時に施設管理者等との協定に基づき開設します。

⑯避難行動要支援者名簿

平成25年6月21日に公布された改正災害対策基本法において、市町村に作成が義務づけられた名簿をいいます。この法律では、「避難行動要支援者」を、高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であって、迅速かつ安全な避難の確保を図るために特に支援を要する人としています。市町村は原則として避難行動要支援者本人の同意を得て、自主防災組織等の関係者に名簿情報を提供します。

⑰市町村ハザードマップ

津波浸水予測調査報告をもとに市町村が作成した、避難先等の情報を図示した地図です。

⑱地域津波避難マップ

市町村から提供された情報や地域の皆さん自らが行う現地調査の結果を踏まえ、どこへ、どのように避難したらよいかを、地域の皆さん同士の話し合いを通じてとりまとめた地図です。

⑲ワークショップ

合意形成を図るために、地域に関わる様々な人々が、自発的かつ自由に課題について話し合いや共同作業を行う活動のことです。

第2章 地域津波避難行動計画の作成手順

1 基本的な考え方

地域津波避難行動計画は、津波浸水予測時間までの避難を目標として、避難対象地域の地形や道路の状況、人家の密度や高齢者等の居住状況など地域の実情を踏まえ、避難先や避難経路等のあり方について、地域の皆さんで話し合いを行い、合意形成しながら作成を進めます。

津波による災害は、地震の発生状況や地形などの条件によって、それぞれの地域で大きな差が生じます。特に、津波の大きさは揺れの大きさに比例しないため、たとえ小さな揺れであっても、安心せずに避難することが非常に重要となります。

また、津波を防ぐ海岸堤防などの施設が整備されていても、発生した津波の規模によっては、津波を防ぐことが困難な場合も想定されることから、津波による災害を最小限に食い止めるには、あらかじめ定めた安全な避難先に、より早く逃げることが重要です。

このため、それぞれの地域の皆さんが、迅速かつ安全に避難できるよう、災害発生時に援護を必要とする方々への支援も含め、地域の実情に応じた地域津波避難行動計画を作成するとともに、繰り返し訓練を行い、計画の内容を地域全体で共有できるよう取組を進めることが必要です。

2 地域津波避難行動計画を作成する主体

地域津波避難行動計画を作成する主体は、地域の皆さんとします。

地域津波避難行動計画は、地域の皆さんが主体となって作成していただきます。しかし、地域の皆さんだけでは、計画の検討に必要な資料の収集や話し合いに困難を伴う場合も予想されます。

このため、行動計画の作成にあたり、防災士を中心に地域の皆さんが主体となって取り組めるよう、県・市町村で支援します。地域での話し合いには、防災アドバイザーの派遣制度を準備するとともに、行動計画を作成する際の記載例を用意しましたので、参考にさせていただきたいと思います。

※この記載例はあくまでも一つのモデルを示したものです。これを参考に市町村、地域の実情に応じた計画を作成して下さい。

3 地域津波避難行動計画に定める内容

津波避難対象地域や津波浸水予測時間等を参考に、津波が到達するまでに迅速かつ安全に避難できる避難経路や避難先、災害時要援護者(避難行動要支援者)の支援等について話し合い、地域津波避難行動計画としてとりまとめます。

なお、行動計画は、消防団や社会福祉協議会など地域で活動している公共的団体や民間企業などの協力、支援も得ながら、地域が一体となって作成することが望まれます。

地域津波避難行動計画の作成にあたっては、次のような視点で話し合いを行います。

- ①津波からの避難が必要な地域や津波浸水予測時間等の確認
- ②避難先、避難経路の確認
- ③昼夜別の避難者の確認
- ④災害時要援護者(避難行動要支援者)の支援
- ⑤避難訓練
- ⑥地域内の民間企業や団体等様々な主体との連携

4 地域津波避難行動計画作成のための手法

地域津波避難行動計画の作成にあたっては、地域の皆さんが参加しやすい、また、主体的に関われるような会議の運営を行います。

地域津波避難行動計画の作成にあたっては、地域の実情に合った計画にするため、それぞれの地域に適した手法により進めていただくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、地域の皆さんの意見を取り入れながら、防災意識を高めていただくためにも、住民参加型のワークショップ形式で作成することをお薦めします。

①ワークショップの目的

災害発生時に、地域の皆さんが迅速かつ安全に避難できるための地域津波避難行動計画を作成するためには、それぞれの地域に詳しく、最もよく知っている地域の皆さん自らが計画づくりに参加することが必要です。

②ワークショップのメンバー

地域住民、民生委員・児童委員、消防団員、防災士、市町村防災担当職員

- ・福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、必要に応じて県防災担当職員
- ・福祉担当職員、学識経験者などが候補として挙げられます。

なお、ワークショップのメンバーを選出するにあたっては、住民だけでなく、地域の民間企業、港湾・漁業関係者、ボランティア等の参加も得られるよう工夫して下さい。

③ワークショップの役割

地域の皆さんは、主体的にワークショップを開催し、地域津波避難行動計画を作成します。市町村は、地域の皆さんに対して、ワークショップの開催を促すとともに、ワークショップの運営を支援します。

(1) 地域の皆さん

- ア. ワークショップの運営
- イ. 地域の皆さんに対するワークショップへの参加の呼びかけ
- ウ. ワークショップで必要な資料・用品の準備
- エ. 地域津波避難行動計画の作成
- オ. 地域津波避難行動計画の地域の皆さんへの周知

(2) 市町村

- ア. 地域津波避難行動計画の作成支援
- イ. ワークショップの運営支援
- ウ. 講師等の派遣、防災についての資料の提供
- エ. ワークショップにおいて地域の皆さんから提案のあった防災対策への支援

④防災意識の共有

計画の作成作業に加わることができなかった地域の皆さんにも計画の推進に積極的に参加してもらうことが重要となります。

このため、地域津波避難行動計画の作成に取り組んだ地域の皆さんが、計画の趣旨や内容を、参加できなかった地域の皆さんに伝え、防災意識を共有しておくことが必要です。

5 地域津波避難マップの作成

迅速かつ安全な避難を可能とするためには、地域津波避難マップの作成も重要となります。マップは、市町村から提供された情報や地域の皆さん自らが行う現地調査の結果を踏まえ、どこへ、どのように避難したらよいかを、住民同士の話し合いを通じてとりまとめます。

なお、マップには、避難経路の状況など必要な情報も併せて記載し、より

迅速で安全な避難のための助けとなるものとするのが望まれます。

※10ページの「<資料>地域津波避難マップの作り方」参照。

6 避難訓練の実施

避難訓練は少なくとも年一回以上実施することとします。作成した地域津波避難行動計画に基づき、より多くの地域の皆さんが参加して避難訓練を行うことにより、避難経路の確認や避難する際の危険性等の把握に努めます。

作成した地域津波避難行動計画で定めた避難方法を実践することで、津波から迅速かつ安全に逃げることができるかを検証することは非常に重要です。このため、地域の皆さんは、避難訓練の実施により避難経路や避難標識の確認、避難の際の危険性等の把握に努めて下さい。

また、避難訓練の実施後は、訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の計画の見直しや今後の訓練につなげることが重要となります。

なお、訓練は次のような点に留意しながら実施します。

①避難訓練の実施体制

住民（自主防災組織）、消防団、消防本部、市町村等に加え、企業就業者、ボランティア組織等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者（避難行動要支援者）等の避難など、実践的な訓練を行うように努めます。

②避難訓練の内容等

津波浸水予測調査報告に基づき、津波の浸水深や津波浸水予測時間等を考慮し、設定された時間内で安全な避難先まで避難できるのか、時間経過に沿った訓練を行います。また、実施については、昼夜別や異なる季節など様々なシーンを設定し、それぞれの状況に応じた迅速かつ安全な避難が可能となるよう訓練を繰り返し実施します。

7 地域津波避難行動計画の見直し

地域津波避難行動計画は、地域の皆さんが作成し、避難訓練の検証等を通じて、より実効性の高い計画に引き続き見直していくことが大切です。

計画の見直しにあたっては、防災アドバイザー、防災士、地域住民代表（自治委員、民生委員等）からなるワークショップで修正を行っていくことが有効な手段です。

<資料> 地域津波避難マップの作り方

- ① 各地域の地図に、地図よりも大きめに切ったビニールシートをのせて、テープで固定し、まちを構成するもの（道路、鉄道など）をなぞります。
- ② 津波浸水域、避難先、安全な避難経路・方向、避難先までの危険な場所（【例】ブロック塀・自動販売機・老朽家屋等の倒壊、崖崩れ等のおそれのある場所）等を書き込みます。



道路や避難先を書き込んでいる様子

- ③ 津波避難の際の課題（【例】高齢者の方が多く迅速な避難が難しい、近くに高台がない（避難先がない）、避難経路が狭い、夜間避難の際に照明がない等）を付箋に書き出して地図に貼付します。



付箋に書き込んでいる様子

- ④ 地域津波避難マップの完成です。（【例】避難経路・避難先：緑マジック、大きな道路：茶マジック、鉄道：黒マジック、危険箇所：赤シール、課題：付箋）



完成した地域津波避難マップ

地図に記入した事項（例）

記載事項	内 容	方法
道路	国道や県道など普段から交通量が多い幹線道路	茶マジック
鉄道	鉄道が通っているところ	黒マジック
危険箇所	ブロック塀・自動販売機・老朽家屋等の倒壊、崖崩れ等が起きそうな危険な場所を地図に書き込む	赤マジック or 赤シール
避難先	市町村が指定する安全な避難先を地図に書き込む。複数記入しても可。	緑マジック (まわりを囲む)
避難経路	上記の記載事項を踏まえ、どのルートを通して避難先に行けば良いかを確認し、必要なものを地図に書き込む。出発点は代表的なものを示し、複数書き出す。	緑マジック
課題	地域における津波避難の際の課題を付箋に書き出す。 (例) 高齢者の方が多く迅速な避難が難しい、近くに高台がない(避難先まで遠い)、避難経路が狭い、夜間避難の際に照明がない、など。	付箋に書き出す

(出典：消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書」)

○○地域津波避難行動計画
(記載例)

平成 年 月

○○地域自主防災会

はじめに

南海トラフ巨大地震は、地震調査研究推進本部（文部科学省の特別機関）によると、今後30年以内に60～70%程度の高い確率で発生することが予測されており、激しい揺れによる被害のほか、直後に襲ってくる津波により甚大な被害が発生することが懸念されています。

県が平成25年2月に公表した大分県津波浸水予測調査報告によると、〇〇市における最大津波高は〇〇m、最短到達時間（1m津波高）は〇〇分、同年3月に公表した大分県地震津波被害想定調査報告では、津波による死者数（夜18時）は最大で〇〇名というものでした。

その一方で、地震発生後地域の皆さんが迅速に避難し、呼びかけ等が有効に行われた場合は津波による死者数は〇〇名まで軽減されることも報告されています。

このため、〇〇地域では、津波被害から命を守るため、地域の皆さん一人ひとりが「津波から逃げる」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに迅速かつ安全に避難することを目的に「地域津波避難行動計画」を作成します。

この計画の使い方

この計画では、〇〇市のハザードマップに基づいて、各地域の津波避難対象地域を設定し、避難先や避難経路を示すことで、どこに住む人々がどこに避難すればよいかを提示しています。

また、避難時の留意点や心得、いざという時のために備えるべき非常持出品のリストや被災した場合の家族との連絡方法なども掲載していますので、事前に読み、いざという時の対応方法を家族と話し合っておきましょう。

※この記載例はあくまでも一つのモデルを示したものです。これを参考にしながら市町村、地域の実情に応じた計画を作成して下さい。

1 避難対象地域

津波から避難が必要な地域は次のとおりです。

地域名	対象地域の範囲	対象世帯数	対象人口	
			昼間	夜間
〇〇地域	全域	〇〇世帯	〇〇人	〇〇人
〇〇地域	〇〇1丁目	〇〇世帯	〇〇人	〇〇人

2 津波到達予測時間

津波到達予測時間は、「平成24年度大分県津波浸水予測調査報告」を参考に次のとおりとします。なお、記載の時間は、地域の中で1mの津波高が最も早く到達する時間です。

地域名	津波到達予測時間
〇〇地域	〇〇分

3 避難目標地点、津波避難ビル等

この地域の避難目標地点、津波避難ビル等は次のとおりです。津波の状況によっては、より高い場所への移動等に努めて下さい。

(1) 避難目標地点

津波注意報等が発表された場合、次の地点を目標に迅速に避難します。

避難対象地域名	避難目標地点	海拔
〇〇町1丁目	〇〇センター、〇〇警察署	〇〇m
〇〇町2丁目	〇〇神社、〇〇病院	〇〇m
〇〇班〇〇組	〇〇山 中腹	〇〇m

(2) 津波避難ビル等

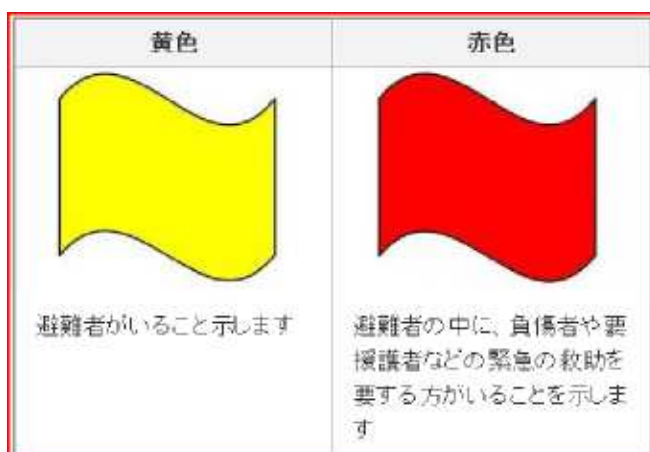
津波到達予測時間内に、避難目標地点まで辿り着くことが困難な場合、緊急に避難できる場所は次のとおりです。

避難対象地域名	施設名	避難可能場所	階数	避難可能人員
〇〇町1丁目	〇〇マンション	廊下、踊り場	5	〇〇人
〇〇町2丁目	〇〇ビル	廊下、踊り場	4	〇〇人
〇〇町3丁目	〇〇避難タワー			〇〇人

(3) 避難者情報に関するサインについて

避難先との通信が途絶して孤立するなどの場合を想定し、「避難所に救助を求め
る避難者がいないか」、「その中に重傷者等がないか」を防災ヘリ等で把握し、的
確な対応を行うため、避難者情報に関するサインを次のとおり統一しています。

ア. サインの色



イ. サインの大きさ

おおむね2m×2mです。

ウ. 掲示方法

防災ヘリ等が上空から確認できるよう、避難所の屋上や広場などに広げて掲示する方
法とします。

4 避難経路

避難先までの経路は地域津波避難マップのとおりです。

※22ページの「<資料>地域津波避難マップイメージ」参照

5 避難所（長期にわたって避難できる場所）

津波等の差し迫った危険性がなくなった後、地域の皆さんが自宅の倒壊やライフラインが使用できない等の場合の避難所は次のとおりです。

避難対象地域名	施設名	避難可能場所	避難可能人員	備蓄物資の有無
〇〇町1丁目	〇〇小学校	体育館	700人	有
〇〇町2丁目	〇〇公民館		50人	無
〇〇班〇〇組	〇〇センター	ロビー	30人	有

6 災害時要援護者（避難行動要支援者）への配慮

災害時要援護者（避難行動要支援者）の状況は次のとおりです。

避難対象地域名	対象世帯数	災害時要援護者数 （避難行動要支援者数）
〇〇全域	〇〇世帯	〇〇人
〇〇1丁目	〇〇世帯	〇〇人

- （1）災害時要援護者（避難行動要支援者）については、日頃から家族や支援者、市町村、自主防災組織、地区の民生委員や社会福祉協議会などと連携して、日頃からその状況を把握し、近隣の者が協力して避難支援ができる体制を整えておきましょう。
- （2）市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた方には、秘密保持義務が課せられます。要支援者の心身の機能に関する情報や疾病その他健康に関する情報の他、避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境や国籍、門地、信条等を他に漏らしてはいけません。
- （3）原則として徒歩により避難しますが、災害時要援護者（避難行動要支援者）を車で避難させる場合は、地区での話し合いにより優先車両をあらかじめ決めておきましょう。

【様式例】

要援 〇〇号

- （4）災害時要援護者（避難行動要支援者）が災害に備えて自らできることは次のとお

りです。

- ・ 氏名、住所、緊急連絡先、かかりつけ病院、服薬中の薬、装具等を記載した防災(情報)カードの携帯
- ・ 障がい等に応じた必要品の準備
- ・ 地域行事への参加など地域との積極的な交流
- ・ 自主防災組織や隣近所の方に、災害発生時の援助などをあらかじめ依頼
- ・ 消防、病院、社会福祉施設、社会福祉協議会、自治委員、民生委員など援助をお願いする人の連絡先を確認し、メモしておく
- ・ 避難訓練への積極的な参加

7 避難訓練

避難訓練は、地域全員参加により、次のとおり実施します。

日 時	訓練内容	備考
平成〇〇年1月〇〇日10時	昼間を想定した災害時要援護者(避難行動要支援者)に配慮した避難訓練	企業の協力による災害時要援護者(避難行動要支援者)支援
平成〇〇年8月〇〇日20時	夜間を想定した避難訓練	避難行動の安全性の確認

8 企業との協力関係

私たちの地域にある企業と、次のとおりお互いに協力します。

企業名	従業員数	企業にできること	私たちにできること
株式会社〇〇	50人	社屋の津波避難ビルとしての提供	企業の従業員の受け入れ
株式会社□□	40人	災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難の手助け	避難の誘導
〇〇ストア	30人	商品、在庫品の提供	日用品等の平時の優先購入

9 地震から身を守るための留意点

- (1) 地震発生後は、まず揺れによる被害から身を守りましょう。
- ・屋内では、テーブルや机の下に身を隠し、あわてて外に飛び出さないようにします。
 - ・屋外では、ブロック塀や自動販売機など倒れそうなものから離れます。
 - ・持ち物などを利用し、ガラスなどの落下物から頭を守ります。
- (2) 揺れがおさまったら出口を確保し、火の元を確認しましょう。
- ・家具などの下敷きになりケガをしないよう、また家具が倒れて出口をふさがないように、日頃から家具をしっかり固定するとともに、家具の配置などに気をつけましょう。
 - ・余裕があれば、ガスの元栓を締め、ブレーカーを切りましょう。
 - ・出火に備えて、消火器を常備しておきましょう。

10 津波避難の心得

- (1) 強い揺れや長時間のゆっくりとした地震を感じたら、警報や避難放送を待たずに直ちに避難しましょう。
- (2) 地震を感じなくとも、津波注意報、警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れて、速やかに避難しましょう。
- ・津波は引き波で始まるとは限りません。体で感じるゆれや注意報や警報の発表などによって避難するかどうかを判断して下さい。
- (3) あらゆる手段を利用して情報を入手しましょう。
- ・注意報や警報の発表は、携帯メール、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる手段から情報を入手できるよう日頃から心がけておいて下さい。
 - ・携帯電話やパソコンにメールで届く防災情報は、どこにいても受信でき、緊急時の避難行動にすぐに活かすことができます。県が配信する「県民安全・安心メール」に登録して下さい。
- (4) 津波の進入方向に避難してはいけません。
- (5) 川や水路に近づいてはいけません。津波は川や水路もさかのぼってきます。
- (6) 津波注意報や警報の解除が発表されるなど、安全が確認されるまでは、避難を継続して、独自の判断で戻ってはいけません。津波は繰り返し襲ってきます。また、第1波が最大であるとは限りません。

- (7) 津波浸水予測調査報告で浸水範囲になっていないから必ず津波が来ないとは限りません。常に**状況把握**に努め、**より安全な場所に移動**することを考えて下さい。
- ・ 湾の奥や岬の先端では、津波が極端に高くなる場合があります。また想定を越える地震の場合、浸水範囲が予想よりも広がる可能性があります。

1 1 日頃からできること

(1) 避難先や避難経路を日頃から確認しておきましょう。

(2) 非常用持出品を用意しておきましょう。

【非常用持出品の例】

水、食料、懐中電灯、携帯電話、眼鏡、補聴器、入れ歯、常備薬、携帯ラジオ、乾電池、運動靴、現金（小銭が重宝）、貴重品、下着・上着 など

※まずは逃げるのが最優先ですので、必要最小限のものとしましょう。

(3) 家族が離ればなれになった時の連絡方法を事前に話し合い、決めておきましょう。

- ・ N T T 災害用伝言ダイヤル 171、携帯電話「災害用伝言板」
- ・ 遠隔地の親せきに互いに連絡を入れる 等

1 2 避難情報

(1) 情報伝達方法

- ・ 避難勧告・指示等は、サイレン、防災スピーカー、携帯メール、ケーブルテレビ、FMラジオ、広報車、自治会長への連絡等あらゆる手段により周知されます。

(2) 災害時のサイレン音

- ・ 「避難勧告・指示」が発令されたときには、避難のアナウンスに加え、サイレンが鳴ります。サイレン音（約1分）⇒約5秒休止⇒サイレン音（約1分）
- ・ サイレン音を聞いたなら市町村等の指示に従って、指定された避難所へ避難するなどの避難行動を直ちにとって下さい。
- ・ 「大津波警報」が発表されたとき
サイレン音（約3秒）⇒約2秒休止 × 3回
- ・ 「津波警報」が発表されたとき
サイレン音（約5秒）⇒約6秒休止 × 2回
- ・ 「津波注意報」が発表されたとき
サイレン音（約10秒）⇒約2秒休止 × 2回

(参考) 避難勧告の発令時の状況と住民に求める行動

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令時の状況	災害時要援護者(避難行動要支援者)等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階で、人的被害の発生する可能性が高まった場合	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合 堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高まった場合 人的被害が発生した場合
住民に求める行動	災害時要援護者(避難行動要支援者)等、特に避難行動に時間を要する者は、所定の避難所への避難行動を開始する 上記以外の者は、「家族等との連絡」「避難場所の確認」「非常用持出袋等の準備」をして、避難準備を開始する	通常の避難行動ができる者は、所定の避難場所への避難行動を開始する	避難勧告等の発令後で、避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる 未だ避難していない対象地域住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合にあつては、自らの命を守る最低限の行動を開始する

＜資料＞ 地域津波避難マップイメージ



(出典：消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書」)

第3章 市町村津波避難計画の作成手順

1 基本的な考え方

市町村津波避難計画には、避難対象地域の設定や津波情報の収集及び伝達、避難勧告・指示の発令基準など、津波避難における市町村の基本的な取組を定めます。

市町村は、一義的に災害に対処する責任を負うことから、大分県津波避難計画策定指針や市町村ハザードマップなどに基づいて、市町村津波避難計画を定めます。この計画に基づいて、防災士をはじめ地域の皆さんが中心になって地域の実情に応じた地域津波避難行動計画を作成し、津波から迅速かつ安全に避難できるよう、環境の整備に努める必要があります。

2 市町村津波避難計画に定める内容

市町村は、以下の項目に留意し、市町村ごとの実情に合った津波避難計画を作成するものとします。

(1) 避難対象地域の設定

避難対象地域は、大分県津波浸水予測調査報告や市町村ハザードマップに基づき、自主防災組織や自治会の単位で地形等を踏まえて設定します。

(2) 避難困難地域の検討

① 津波到達予測時間の設定

津波浸水予測調査報告等に基づき、津波到達予測時間を設定します。

※原則として、津波到達予測時間は、海岸部に1mの津波高が最も早く到達する時間をいいます。

② 避難目標地点の設定

地域の皆さんが避難する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定します。

③ 避難可能範囲（距離）の設定

津波到達予測時間と避難する際の歩行速度（※注1）等に基づき、避難開始から津波到達予測時間までの間に避難が可能な範囲（距離）（※注2）を設定します。

④ 避難困難地域の抽出

避難対象地域のうち、③で設定した避難可能範囲（距離）から外れる地域を避難困難地域として抽出します。

（※注1）歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とするが、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）こと、東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が0.62m/秒であったこと等を考慮する必要があります。

（※注2）避難可能距離は次により求めます。

避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達時間－避難開始時間）

仮に、津波到達予測時間を10分、歩行速度を1.0m/秒、避難開始時間を2分、5分とした場合、それぞれ避難可能距離は、次のとおりです。

約500m（60m/分×（10－2）分）＝480m）

約300m（60m/分×（10－5）分）＝300m）

（3）緊急避難場所（一時避難所）、津波避難ビル等

市町村は、地域の皆さん一人ひとりが迅速かつ安全に津波避難を行えるよう、緊急避難場所（一時避難所）等を指定・設定するとともに、指定・設定した緊急避難場所（一時避難所）等の機能維持・向上に努めることとします。

① 緊急避難場所（一時避難所）の指定等

ア 市町村は、緊急避難場所（一時避難所）が備えるべき安全性や機能性が確保されている場所を、緊急避難場所（一時避難所）に指定します。

イ 地域の皆さんは、これらをもとに安全性の高い具体的な避難目標地点を設定します。

② 津波避難ビルの指定

市町村は、避難困難地域の皆さんや避難が遅れた人たちが緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定します。

③ 避難者情報に関するサイン

避難先との通信が途絶して孤立するなどの場合を想定し、「避難先に救助を求める避難者がいないか」、「その中に重傷者等がいないか」を防災ヘリ等で把握し、的確な支援を行うため、避難者情報に関するサインを統一しています。

(4) 避難路及び避難の方法

① 避難路の指定

ア 市町村は、避難路が備えるべき安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定することができます。

イ 地域の皆さんは、これらをもとに安全性の高い具体的な避難経路を設定します。

② 避難の方法

避難の方法は、原則として徒歩とします。

ただし、災害時要援護者(避難行動要支援者)がいる場合や、避難困難地域などの場合で、自動車を避難に用いる場合は、事前にルールを決め、訓練等でシミュレーションしておく必要があります。

※車の使用について、あらかじめ地域の皆さんの合意を得て、対象となる地域、住民を設定し、避難対象地域外にいち早く避難できる地点を選定しておくことなどが大切です。

(5) 避難所(長期にわたって避難できる場所)

市町村は、津波等の差し迫った危険性がなくなった後、地域の皆さんが自宅の倒壊やライフラインが使用できない等の場合に過ごす避難所を指定します。

(6) 初動体制

大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制等について定めます。

(7) 避難誘導に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職員、消防団員、民生委員などの安全確保について定めます。

(8) 津波情報の伝達

地域の皆さんに対して情報を伝達する具体的な方法について定めます。

(9) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令

避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準、伝達方法等を定めます。

(10) 津波防災教育・啓発

津波発生時に迅速かつ安全な避難を実施するために、津波の恐ろしさや危険性、早期避難による減災効果、地域津波避難行動計画の重要性等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施します。

(11) 避難訓練

① 自主防災組織等による地域ごとの訓練

地域の皆さんが主体となって、各自主防災組織等で作成された地域津波避難行動計画に沿って、避難場所や避難経路、災害時要援護者(避難行動要支援者)への避難対策など避難行動を体験する避難訓練を少なくとも年1回以上実施します。

また、訓練実施後には、避難完了までの時間、避難場所の受入可能状況、交通混雑の状況等についての気づきをまとめ、各地域における地域津波避難行動計画に反映していくことが必要です。

② 市町村による合同訓練等

自主防災組織等と連携し、昼夜別や災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難に配慮した複数の地域による合同避難訓練をはじめ、初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、地域の皆さんへの情報周知等の訓練を定期的を実施します。

(12) 災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難対策

津波避難において災害時要援護者(避難行動要支援者)となりうる者の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、あらかじめ市町村と地域の皆さんが一体となって避難支援体制及び具体的な避難支援計画を確立しておくことが重要です。

そのために、まずは、市町村に居住する要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であって、迅速かつ安全な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」についての避難支援等を実施する基礎とするための名簿を作成します。

※名簿の作成に必要な範囲で、要配慮者に関する個人情報を活用できます。

※避難行動要支援者名簿情報は、原則として、災害時要援護者(避難行動要支援者)本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ提供してください。

※災害発生時、災害時要援護者(避難行動要支援者)の生命・身体を保護する必要があると認めるときは、同意を得ることを要せず、外部に提供できません。

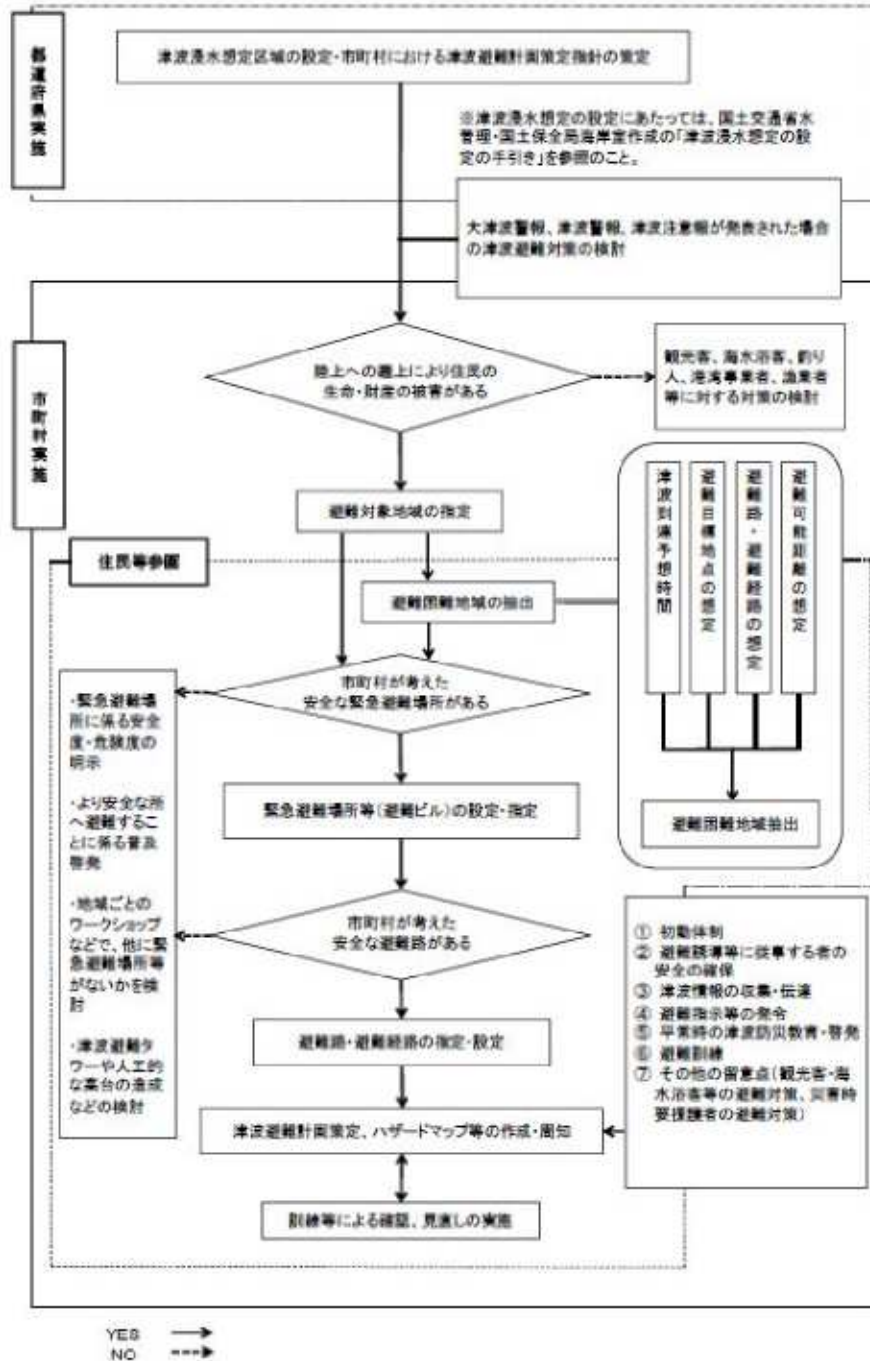
※名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報を取り扱う者の限定や、必要以上の名簿情報の複製の禁止、保管方法の指定、使用後の廃棄・返却等、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置を講じてください。

(13) 地域津波避難行動計画の作成、見直しの支援

地域の皆さんが主体となって地域津波避難行動計画の作成、見直しができるよう、市町村の行う支援について定めます。

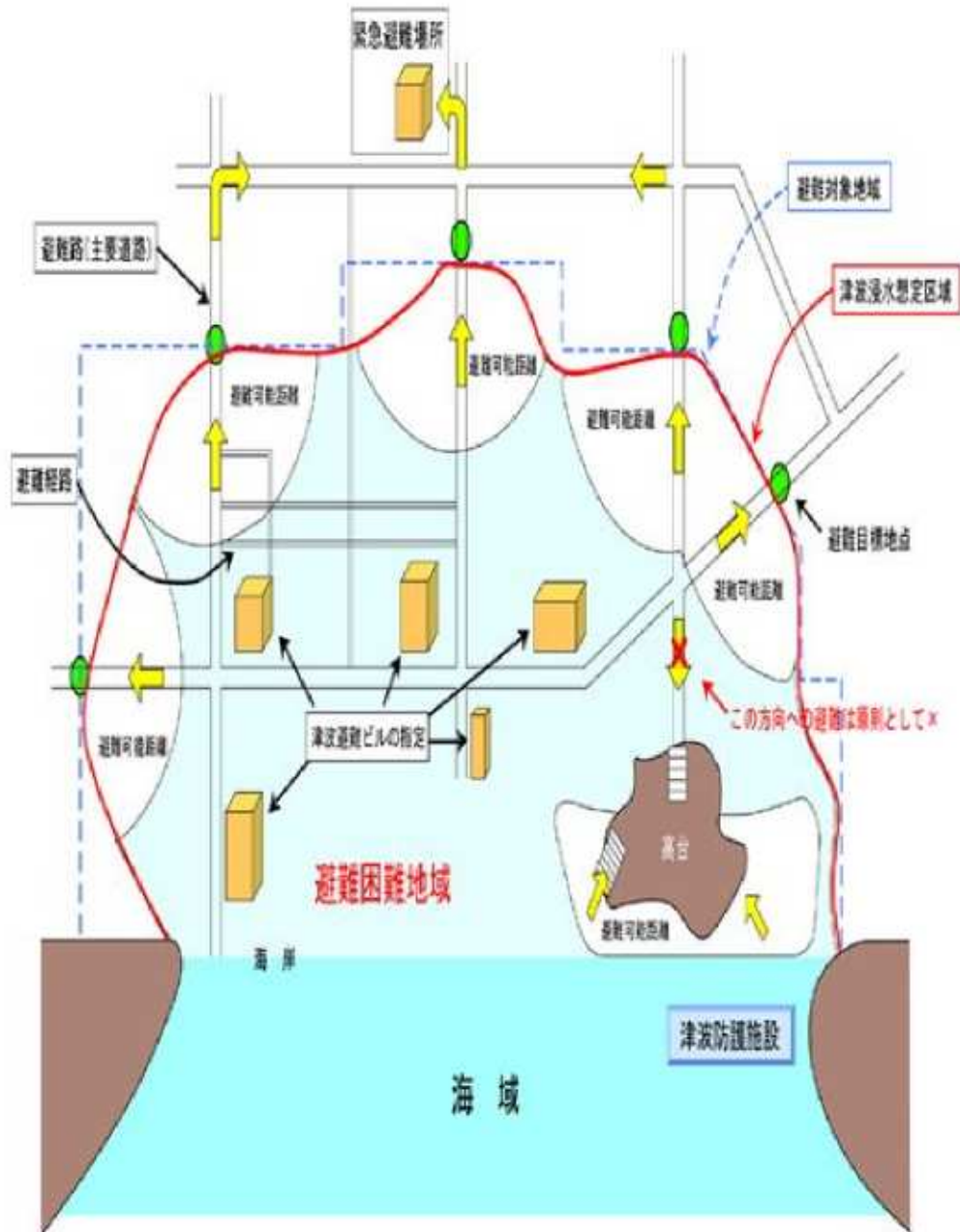
- ・ 防災アドバイザー等の派遣
- ・ ワークショップの運営支援（必要な資料、用品、情報の提供等）
- ・ 地域の皆さんが主体となった避難訓練の実施
- ・ 避難訓練の検証を踏まえ、地域の皆さんから提案のあった防災対策への支援
- ・ その他市町村が実施すべきと認められる支援

津波避難計画策定のフロー図



(出典：消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書」)

津波避難計画の概念図 別添2



(出典：消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書」)

〇〇市（町村）津波避難計画
（記載例）

平成 年 月

〇〇市（町村）

はじめに

南海トラフ巨大地震は、地震調査研究推進本部（文部科学省の特別機関）によると、今後30年以内に60～70%程度の高い確率で発生することが予測されており、激しい揺れによる被害のほか、直後に襲ってくる津波により甚大な被害が発生することが懸念されています。

県が平成25年2月に公表した大分県津波浸水予測調査報告によると、〇〇市における最大津波高は〇〇m、最短到達時間（1m津波高）は〇〇分、同年3月に公表した大分県地震津波被害想定調査報告では、津波による死者数（夜18時）は最大で〇〇名というものでした。

その一方で、地震発生後地域の皆さんが迅速に避難し、呼びかけ等が有効に行われた場合は、津波による死者数は〇〇名まで軽減されることも報告されています。

このため、本市（町村）における津波避難対策の基本的な対応をより明確に規定し、自主防災組織等が、実効性の高い「地域津波避難行動計画」を作成できるよう、〇〇市（町村）津波避難計画を作成します。

計画の修正について

この計画は、地域や市町村で行う津波避難訓練の検証等を踏まえ、適宜検討を重ね、必要があるときはこれを修正するものとします。

※この記載例はあくまでも一つのモデルを示したものです。これを参考にしながら市町村、地域の実情に応じた計画を作成して下さい。

1 避難対象地域

津波から避難が必要な地域は次のとおりです。

避難対象地域一覧表	自主防災組織名	対象世帯数	対象人口	
			昼間	夜間
〇〇町	〇〇自主防災会	〇〇世帯	〇〇人	〇〇人
〇〇町	〇〇町内会	〇〇世帯	〇〇人	〇〇人

2 避難困難地域

津波からの避難が困難な地域は次のとおりです。

避難困難地域	避難困難者数		避難方法の検討
	世帯	人数	
〇〇地区	10	20	津波避難ビルを指定
〇〇地区	60	150	津波避難タワーを建設
〇〇地区	50	90	避難路・避難場所の整備

3 緊急避難場所（一時避難所）、津波避難ビル等

〇〇市の緊急避難場所（一時避難所）、津波避難ビル等は次のとおりです。津波の発生状況によっては、より高い場所への移動等が必要となります。

(1) 緊急避難場所（一時避難所）

市町村が指定する次の緊急避難場所（一時避難所）などを参考に、各地域ごとに避難目標地点を定めて下さい。

緊急避難場所名 （一時避難所）	所 在	海拔
〇〇センター	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇m
〇〇警察署	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇m
〇〇神社	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇m
〇〇病院	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇m

〇〇駐車場	〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇	〇〇m
-------	--------------	-----

(2) 津波避難ビル等

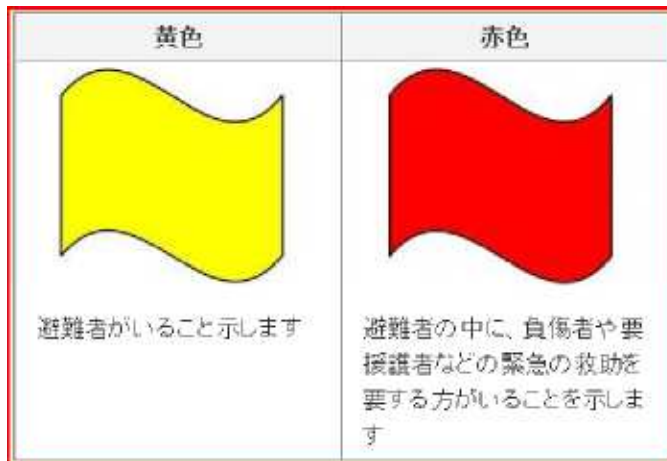
津波到達予測時間内に、避難目標地点まで辿り着くことが困難な場合、緊急に避難できる場所は次のとおりです。

避難対象地域名	施設名	避難可能場所	階数	避難可能人員
〇〇町1丁目	〇〇マンション	廊下、踊り場	5	〇〇人
〇〇町2丁目	〇〇ビル	廊下、踊り場	4	〇〇人
〇〇町3丁目	〇〇避難タワー			〇〇人

(3) 避難者情報に関するサイン

避難先との通信が途絶して孤立するなどの場合を想定し、「避難先に救助を求める避難者がいないか」、「その中に重傷者等がないか」を防災ヘリ等で把握し、的確な対応を行うため、避難者情報に関するサインを次のとおり統一しています。

ア. サインの色



イ. サインの大きさ

おおむね2m×2mです。

ウ. 掲示方法

防災ヘリ等が上空から確認できるよう、避難所の屋上や広場などに広げて掲示する方法とします。

4 避難路、避難の方法

避難対象地域から避難先までの避難路等を市町村ハザードマップなどで確認し、地域津波避難マップの作成を進めて下さい。

また、避難経路については次のような点に留意し設定します。

(1) 安全性

- ・十分な幅員が確保されているかどうか。
- ・ブロック塀の崩壊、落下物の危険性がないかどうか。
- ・液状化の危険性が低いかどうか。
- ・橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているかどうか。
- ・海岸や河川沿いの道路を避けるルートであるかどうか。
- ・津波に向かって避難するルートになっていないかどうか。

(2) 避難のしやすさ

- ・通り慣れた道路かどうか。
- ・避難所まで分かりやすい道順となっているかどうか。

(3) 機能性

- ・誘導標識が適切に配置されているかどうか。
- ・街灯や誘導灯等が整備されているかどうか。
- ・階段や急な坂道等には、手すり等が設置されているかどうか。

※避難の方法は、原則として徒歩とします。災害時要援護者(避難行動要支援者)がいる場合や、避難困難地域で避難に自動車を用いる場合は、地域での話し合いにより優先車両をあらかじめ決めておきましょう。

【様式例】

要援 ○○号

5 避難所(長期にわたって避難できる場所)

津波等の差し迫った危険性がなくなった後、地域の皆さんが自宅の倒壊やライフラインが使用できない等の場合の避難所は次のとおりです。

避難対象地域名	施設名	避難可能場所	避難可能人員	備蓄物資の有無
○○町1丁目	○○小学校	体育館	700人	有
○○町2丁目	○○公民館		50人	無
○○班○○組	○○センター	ロビー	30人	有

※福祉避難所

一般の避難所では避難生活に支障がある災害時要援護者の避難所は次のとおりです。市町村が避難者の状況を把握した上で、施設管理者との協定に基づき開設します。

施設名	住所	避難可能人員	設備等
特別養護老人ホーム 〇〇荘		5人	ポータブルトイレ、車いす、ベッド、ストレッチャー、歩行器、バリアフリー対策
〇〇公民館〇〇室		3人	車いす、ポータブルトイレ、ベッド
〇〇総合福祉センター		7人	ポータブルトイレ、車いす、ベッド、バリアフリー対策
〇〇旅館		5人	車いす、ベッド

※福祉避難所の開設・運営マニュアルを参照のこと

6 初動体制

(1)職員は下記の基準により参集するものとします。

配備体制	参集基準	動員体制
災害対策連絡室	津波注意報が発表されたとき 震度4の地震が発生したとき	防災〇〇課、□□課、△△室、等関係課室、計〇名
災害警戒本部	津波警報が発表されたとき 震度5弱の地震が発生したとき	防災〇〇課、□□課、△△室、等関係課室、計〇名
災害対策本部	大津波警報が発表されたとき 震度5強の地震が発生したとき	防災〇〇課、□□課、△△室、等関係課室、計〇名

(2)勤務時間外の職員の参集

職員は、勤務時間内に津波注意報、津波警報、又は震度4以上の地震が観測された場合は、速やかに配備基準に基づき所定の場所へ参集するものとします。

7 避難誘導に従事する者の安全の確保

避難の誘導に従事する者の安全は、次のように確保することとします。

避難広報、 避難誘導等を行う者	安全確保の具体策
〇〇課職員	・津波到達予測時間の〇分前までに〇〇への避難を開始する
消防団員	・津波到達予測時間の〇分前までに〇〇への避難を開始する ・無線を携帯する
民生委員	・津波到達予測時間の〇分前までに〇〇への避難を開始する ・二人一組で行動する

8 津波情報の伝達

津波情報は、全国瞬時情報システム(J-ALERT)により受信し、防災行政無線(同報系)を自動起動させ、地域の皆さんへ伝達します。

また、必要があるときは、職員が広報車等を使って伝達を行います。

(1)地域の皆さんへの伝達

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線	住民 海岸付近滞在者	津波情報 海面監視情報 避難勧告・指示の内容	〇〇課
サイレン	住民 海岸付近滞在者	※②サイレンの吹鳴、休止間隔 参照	〇〇課
広報車 消防車	住民 海岸付近滞在者	津波情報 海面監視情報 避難勧告・指示の内容	〇〇課 〇〇消防署 〇〇消防団

(2)サイレンの吹鳴、休止間隔

区分	サイレン
----	------

津波注意報	サイレン音(約10秒)→約2秒休止×2回
津波警報	サイレン音(約5秒)→約6秒休止×2回
大津波警報	サイレン音(約3秒)→約2秒×3回

※上記サイレンと津波警報等が気象庁から発表された旨のアナウンスを1セットとして3回繰り返します。

※上記サイレンは、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の津波警報等の標準サイレン音(全国統一基準)を用いています。

9 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令

津波が発生し、又は発生する恐れがあり避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。

(1) 発令基準

種 別	基 準
避難準備情報	避難勧告が発表される蓋然性が高まった状況
避難勧告	人的被害の発生する危険性が高まった状況
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況

(2) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達

避難準備情報・避難勧告・避難指示等は、防災行政無線及び広報車等により周知、徹底を図ります。

10 津波防災教育・啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から迅速に避難することです。地域の皆さんの意識を高めるため、市(町村)の広報やホームページなど様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行います。

津波防災教育・啓発の場	手段・方法	内容
小学校、中学校	授業、 特別活動	ビデオなどの資料を用いて、津波防災啓発を行う。
	避難訓練	地域の実情に即した実践的な訓練を行う。
公民館	講習会	防災アドバイザーを派遣し、津波防災教育を行う。

1 1 避難訓練

津波からの迅速かつ安全な避難体制を確立するため、避難訓練は、異なる季節や夜間など、様々な条件を設定し、より実践的に少なくとも年1回以上実施します。

(1) 自主防災組織等による地域ごとの訓練

ア 避難訓練の実施体制、参加者

- ・実施体制
- ・参加者

イ 訓練の内容等

- ・昼夜別や災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難に配慮した津波避難訓練

(2) 市町村による合同訓練等

ア 避難訓練の実施体制、参加者

- ・実施体制
- ・参加者

イ 訓練の内容等

- ・大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報等の収集、伝達
- ・昼夜別や災害時要援護者(避難行動要支援者)の避難に配慮した合同津波避難訓練
- ・津波防災施設操作訓練
- ・津波監視・観測訓練

1 2 地域津波避難行動計画の作成、見直しの支援

市町村では、地域の皆さんが主体となって地域津波避難行動計画の作成、見直しができるよう、次のような支援を行います。

＜支援の例＞

- ・防災アドバイザー等の派遣
- ・ワークショップの運営支援（必要な資料、用品、情報の提供等）
- ・地域の皆さんが主体となった避難訓練の実施
- ・避難訓練の検証を踏まえ、地域の皆さんから提案のあった防災対策への支援
- ・その他市町村が実施すべきと認められる支援